

【 令和元年度～令和5年度に1回目の更新研修を受講された方（平成30年度までに分野別研修を修了した方） 】



1回目の更新研修修了年度を基準として
2回目以降の更新研修の受講対象期間を
確認します。今後の研修お申込みの際にも
必要になりますので、お手元に修了証書
をご用意の上、ご覧ください。

(参考資料)更新研修受講対象期間早見表：
令和7年度版

表を見るポイント

- ① **1回目の更新研修**を何年度に修了しているか
- ② 受講対象期間に更新研修を受講出来ているか
- ③ 年度は4月1日～翌年3月31日になることを注意

1回目の更新研修 修了年度	R1	R2	R3	R4	R5
2回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R2	R3	R4	R5	R6
	R3	R4	R5	R6	R7
	R4	R5	R6	R7	R8
	R5	R6	R7	R8	R9
	R6	R7	R8	R9	R10
3回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R7	R8	R9	R10	R11
	R8	R9	R10	R11	R12
	R9	R10	R11	R12	R13
	R10	R11	R12	R13	R14
	R11	R12	R13	R14	R15
4回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R12	R13	R14	R15	R16
	R13	R14	R15	R16	R17
	R14	R15	R16	R17	R18
	R15	R16	R17	R18	R19
	R16	R17	R18	R19	R20
5回目の更新研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R17	R18	R19	R20	R21
	R18	R19	R20	R21	R22
	R19	R20	R21	R22	R23
	R20	R21	R22	R23	R24
	R21	R22	R23	R24	R25



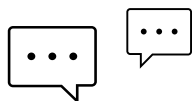
表の最上部にあります、ご自身の **1回目の更新研修の修了年度** をご確認ください。

1回目の更新研修修了年度を起点として、5年毎に**更新研修の受講対象期間**が設けられております。

ご自身の1回目の更新研修の修了年度と、直近で受講された更新研修の修了年度をご確認いただき、お申込み
ください。

なお、令和2年度に1回目の更新研修を受講し、2回目の更新研修が未受講の方につきましては、**今年度が2回目の
更新研修受講対象最終年度となります。**

【 令和元年度～令和5年度に1回目の更新研修を受講された方（平成30年度までに分野別研修を修了した方） 】



よくあるご質問

Q. 直近に受講した更新研修の修了年度を基準として、5年以内に受講すればよいということではないのですか？

A. 資格の有効期間を数える起算点は、**1回目の更新研修の修了年度**となります。

例として、下記の図のように**R1年度に1回目の更新研修**を受講された方が**2回目**の更新研修の受講を

(A) R4年度にされても、(B) R6年度にされても、3回目の更新研修受講対象となる期間は、どちらも等しくR7年度～R11年度の5年となります。5年の猶予内で早めに受講をすることで、残りの年数分損をするということはありませんので、余裕をもってご受講ください。

(A) の方

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
更新				更新											
修了				2回目			(3回目の更新研修受講対象期間)								

1回目の更新研修の修了年度が同じであるならば、発行される修了証書の有効期間（次回の更新研修受講対象期間）はA、Bどちらも同じ
(令和7年4月1日～令和12年3月31日まで)

(B) の方

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
更新						更新									
修了						2回目	(3回目の更新研修受講対象期間)								

Q. 更新研修の受講対象期間を過ぎてしまいました。どうしたらいいのでしょうか？

A. 申し訳ございませんが、更新研修はご受講いただけないため、**実践研修をご受講**していただきますようお願いいたします。

上記の説明の通り、今後の更新研修お申込みの際にも**それまでに受講された更新研修の修了証書が必要**となります。原則として修了証書の再発行は行っておりませんので、大切に保管していただくようお願い致します。